

# 遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則の制定について

## 1 改正理由

遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号。以下「法」という。）が改正され、改正法が令和6年4月1日から施行されることとなった。

法改正により、条項の変更等があったことから、本規則についても条項の繰り下げを行った。

## 2 改正内容

第五条中「第十九条第二項」を「第二十一条第二項」に改めた。

第六条第一項中「第八条」を「第九条」に改めた。

別記第三号様式及び第四号様式中「法律第19条第1項」を「法律第21条第1項」に改めた。

## 3 施行期日

令和6年4月1日